

●香川県告示第390号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、平成27年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
坂出緩衝緑地（番の州球場）	坂出市 坂出市室町2丁目3番5号	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで